

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金		市の担当部課	経済環境部産業課			
				問い合わせ先	0568-44-0341			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		市内農業者		代表者名	—			
関係規定	法令	—		条例	—			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	平成30年度	補助終了年度	平成30年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		気象災害による甚大な被害を受けた農業者へ補助を実施することで、地域農業の担い手を育成・確保する。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算			
		—	—	1,163,000 円	—			
		—	—	(0 円)	—			
市の補助金を使って実施した事業の内容		平成30年台風第21号により倒壊した果樹棚の再建						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—				
		うち補助事業全体の経費		4,800,000 円				
		うち補助対象経費		2,327,231 円				
		補助対象経費の内訳		果樹棚再建工事費				2,327,231 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		2分の1				
		補助限度額		設定されていない				
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	補助事業に変更が生じた場合は、計画変更を行い、変更決定を行う。			
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		気象災害による甚大な被害を受けた農業者へ迅速に補助を実施することで、被災農業者の営農継続が図られた。						
その他参考事項		県を経由して国交付金により、同補助金を支出している。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。